

日本在宅ケアアライアンス 綱領

■ 名称

本会は、日本在宅ケアアライアンスと称する。その英文名は Japan Home Health Care Alliance と称し、その略称は JHHCA とする。

■ アライアンスの構成

本アライアンスは「在宅医療推進のための共同声明」（国立長寿医療研究センター・在宅医療助成勇美記念財団共同主催 在宅医療推進フォーラムにて公開平成 26 年 11 月 23 日改定）に賛同し、在宅医療の普及推進を目指す専門職らが組織する団体によって構成される。

■ 活動

本アライアンスは日本に在宅医療を普及推進させるために、次の活動を行う。

- ① 地域包括ケアシステムの健全化のための方策を社会に提言する。
- ② 在宅医療における、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等との連携強化のための方策を提言する。
- ③ 地域包括ケアシステムに携わる専門職の連携強化のための方策を提言する。
- ④ 地域包括ケアシステムの構築にかかわる行政との適切な連携のための方策を提言する。
- ⑤ 地域診断に基づく各地域の実情に合った地域包括ケアシステムの在り方に対して提案する。
- ⑥ 地域住民が在宅医療や在宅介護サービスを適切に利用できるように啓発活動をおこなう。
- ⑦ 地域包括ケアシステム構築に携わる専門職の意識改革をはじめとした、教育への方策を提言する。
- ⑧ 在宅医療を推進するための具体的方策や情報をメディアへ発信する。
- ⑨ その他の在宅医療普及推進する必要な方策を社会に提言する。

■ アライアンスへの加盟

本アライアンスへの加盟は、「在宅医療推進のための共同声明」に賛同した団体が入会を申し込み、審査委員会にて審査のうえ、全体会議で入会を承認することにより行われる。

■ 委員

加盟団体は、在宅医療に関する専門的な知識を有する委員を本アライアンスへ選出する。団体から選出された委員全員で全体会議を構成する。

■ 役員

本アライアンスには次の役員を置く。役員は委員の互選によって定める。
議長一名・副議長二名・共同事務局長二名。

■ 附則

本アライアンスの活動に関して、次の附則を定める。

- 若干名の顧問、および、特別顧問を置くことができる。
- 事務局は、在宅医療助成 勇美記念財団とする。
- 会議は非公開とする。

但し、傍聴を認めることができる。傍聴は議長の許可によって行う。

- 全体会議は、必要に応じて議長が招集し開催する。
- 会議には助言者として有識者の参加を認める。
- 加盟希望団体を審査するために審査委員会を設置する。
- 議長の召集の下に役員会議を開催することができる。
- 特別部会・作業部会を置くことができる。

■ 加盟団体

本アライアンスの設立時 加盟団体は次のとおりである。

日本医師会(予定)
在宅ケアを支える診療所・市民全国ネットワーク
全国国民健康保険診療施設協議会
全国在宅療養支援診療所連絡会
全国在宅療養支援 歯科診療所連絡会
全国薬剤師・在宅療養支援連絡会
日本介護支援専門員協会
日本ケアマネジメント学会
日本在宅医学会
日本在宅医療学会
日本在宅ケア学会
日本在宅ホスピス協会
日本プライマリ・ケア連合学会

日本訪問看護財団
日本ホスピス緩和ケア協会
日本ホスピス・在宅ケア研究会

■ 設立時役員

本アライアンスの設立時役員は次のとおりである。

議長 新田 國夫（全国在宅療養支援診療所連絡会 会長）
副議長 前田 憲志（日本在宅医学会 代表理事）
副議長 佐藤 美穂子（日本訪問看護財団 常務理事）
共同事務局長 苛原 実（在宅ケアを支える診療所・市民全国ネットワーク 会長）
共同事務局長 太田 秀樹（全国在宅療養支援診療所連絡会 事務局長）

■ 全体会議における有識者

助言者（アドバイザー）
田城 孝雄（放送大学 教授）
辻 彼南雄（在宅医療助成勇美記念財団 理事）
和田 忠志（全国在宅療養支援診療所連絡会 理事）

■ 設立時 特別顧問

本アライアンスの設立時、特別顧問は次のとおりである。

特別顧問 横倉 義武（日本医師会長）
特別顧問 大島 伸一（国立長寿医療研究センター 名誉総長）
特別顧問 辻 哲夫（東京大学 高齢総合研究機構 特任教授）

■ 事務局

本アライアンスの事務局の所在地は次のとおりである。

在宅医療助成 勇美記念財団 事務局
〒102-0083 東京都千代田区麴町 3-5-1 全共連ビル麴町館
Tel : 03-5226-6266 050-3559-5401 / Fax : 03-5226-6269

本綱領は平成 27 年 2 月 25 日に採択され、平成 27 年 3 月 1 日より発効する。

15 団体

- 一般社団法人 全国在宅歯科医療・口腔ケア連絡会
 - 一般社団法人 全国在宅療養支援診療所連絡会
 - 一般社団法人 全国薬剤師・在宅療養支援連絡会
 - 一般社団法人 日本介護支援専門員協会
 - 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会
 - 一般社団法人 日本在宅医学会
 - 一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会
 - NPO 法人 在宅ケアを支える診療所・市民全国ネットワーク
 - NPO 法人 日本ホスピス緩和ケア協会
 - NPO 法人 日本ホスピス・在宅ケア研究会
 - 公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
 - 公益財団法人 日本訪問看護財団
 - 日本在宅医療学会
 - 日本在宅ケア学会
 - 日本在宅ホスピス協会
- (50音順)

本15団体は、在宅医療を誠実に実践し、そのあり方について真摯に探究してきた専門職集団である。この15団体が、このたび一堂に会し、これまでの実践的蓄積と討論をふまえ、次の声明を採択した。

在宅医療推進のための共同声明 2014年11月23日

- ① 市民とともに、地域に根ざしたコミュニティケアを実践する。
- ② 医療の原点を見据え、本来あるべき生活と人間の尊厳を大切にした医療を目指す。
- ③ 保健・医療・介護・福祉専門職の協力と連携によるチームケアを追求する。
- ④ 病院から在宅へ、切れ目のない医療提供体制を構築する。
- ⑤ 療養者や家族の人生により添うことのできるスキルとマインドをもった、在宅医療を支える専門職を積極的に養成する。
- ⑥ 日本に在宅医療を普及させるために協力する。
- ⑦ 毎年11月23日を「在宅医療の日」とし、在宅医療をさらに推進するためのフォーラムを開催する。